

誤請求によるふるさと納税返礼品代の返還について

[発生事案]

令和4年度3月分のふるさと納税返礼品代について、クラセル桜川からの誤請求を原因とした支払いがあり、代金の返還手続きを行ったもの。

- ・誤請求による支払い 令和4年度 2款1項1目7節 報償費 2,976,000円
- ・返還された返礼品代 令和6年度 21款4項5目1節 雑入 2,976,000円 (R6.5.20返還済み)

[返礼品代の会計処理]

各事業者は、月ごとの返礼品代を中間事業者である一般社団法人地域資源活用推進協議会（通称アルバ）に請求する。アルバは全事業者の返礼品代を集計し、事業者ごとの集計明細を付して、全体額を市に請求する。市はアルバからの請求内容を確認し会計処理を行う。

当時の会計処理時には、アルバからの全体額の請求書を確認証票としており、事業者ごとの明細は付されていたが、返礼品配送件数、金額が確認できる証票は添付されていなかった。

[経緯]

令和5年度人事異動によりクラセル桜川に出向した市職員が、異動直後に令和4年度分の返礼品代の請求漏れの確認を行う中で、請求漏れがあると誤認し、至急取りまとめ、中間事業者であるアルバに請求した。

今般、ヤマザクラ課への開示請求を機に配送データを確認したところ、請求金額と配送データに件数、金額の乖離があることが分かった。当時のクラセル桜川出向職員に詳細を確認したところ、誤認による請求があり、また、数量や金額の請求内容についても誤りがあったことが判明した。これは、出向直後で民間の事務処理の経験や知識が足りていない中、慌てて処理を行ったことによる人的ミスが原因であったと思われる。

令和6年5月8日、クラセル桜川からアルバに誤請求発生及び返金の旨を通知した。令和6年5月13日、アルバから市に誤請求発生及び返金の旨の通知があり、令和6年5月20日に返還された。

[今後の対応]

令和5年度からは、アルバからの請求書に各事業者の返礼品配送件数、金額が確認できる証票を付し、内容確認の上で支出処理をしている。今回のようなエラーを防ぐため、引き続き確認作業を徹底し、再発防止に努める。

また、アルバとは桜川市ふるさと納税企画運営業務委託契約第12条に基づき協議を行い、再発防止に向けた取り組みを協議書に定めていく。